



Yanagisawa Accounting Firm

柳澤会計グループ

〒391-0003 長野県茅野市本町西 1-40

TEL : 0266-72-5060 FAX : 0266-72-5063

確定申告の初日提出ご協力の御礼

所得税の確定申告について、例年通り2月16日の受付初日提出を目標に取り組んできました。皆さまに資料の準備等ご協力いただき誠にありがとうございました。

例年は確定申告を行ってなくとも令和2年中に「給与を2ヶ所以上から貰った」「給与以外の所得が20万円以上あった」「不動産を売却した」等の特別な収入があれば確定申告の必要があるかもしれません。該当になりそうな場合には担当者へお問い合わせください。

事業再構築補助金

3月より公募開始が予定されている中小企業等事業再構築促進事業(事業再構築補助金)についてご案内します。

ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等の思い切った事業再構築を支援することで日本経済の構造転換を促すことを目的とし、中小企業で以下の要件を満たす事業を行う場合には事業費の2/3が補助されます。(中堅企業は補助額等が異なります)

■申請要件

1. 売上が減っている

申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している。

2. 事業再構築に取り組む

事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を行う。

3. 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定する

事業再構築に係る事業計画を認定経営革新等支援機関と策定する。補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%以上増加の達成。

■補助額

対象事業者		補助額	補助率	備考
中小企業	通常枠	100万円～6,000万円	2/3	※中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠
	卒業枠	6,000万円超～1億円		
	緊急事態宣言特別枠	従業員数	3/4	※緊急事態宣言特別枠は、上記要件 + 緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少している事業者
		5人以下		
		6～20人		
		21人以上		

■対象経費

建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費(加工、設計等)、研修費(教育訓練費等)、技術導入費(知的財産権導入に係る経費)、広告宣伝費・販売促進費(広告作成、媒体掲載、展示会出展等)等

■電子申請の準備

GビズIDプライムアカウントの取得が必要となりますが、発行に2～3週間要する場合がありますので、事前のID取得をお勧めします。

相続登記の義務化・法定相続情報証明制度

■ 相続登記が義務化へ

法制審議会は令和3年2月、所有者不明土地問題の対策を盛り込んだ民法と不動産登記法の改正に向けた要綱を決定しました。相続登記の義務化や条件付きで国有地化する制度の創設が柱となっています。

法制審議会の改正案の一部

(1) 相続登記の義務化

- ・ 相続の開始があったときは、不動産の取得を知った日から3年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない
⇒ 正当な理由なく登記申請を怠ったときは、10万円以下の過料
- ・ 10年間、遺産配分未定なら法定割合で分割

(2) 土地所有権の国庫への帰属

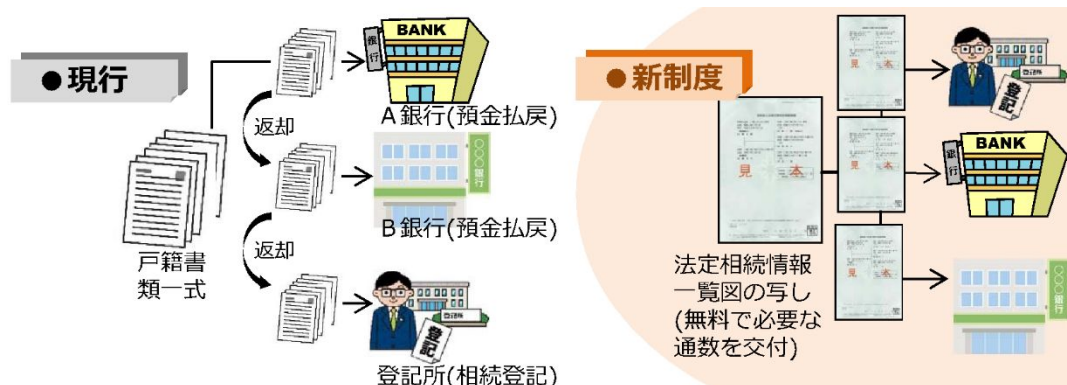
- ・ 一定の要件（建物の存しない土地、担保権が設定されていない土地など）を満たす場合に、法務大臣に対し、その土地の所有権を国庫に帰属させることについての承認を求めることができる
- ・ 政令で定める承認申請に係る手数料・土地の管理に要する10年分の標準的な費用（負担金）を納付しなければならない

(3) 住所・氏名変更

- ・ 登記名義人の氏名又は住所について変更があったときは、その変更があった日から2年以内に変更の登記を申請しなければならない
⇒ 正当な理由なく登記申請を怠ったときは、5万円以下の過料

■ 法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度は、平成29年から、全国の登記所（法務局）において開始され、法務局に被相続人と相続人の戸籍謄本等を併せて、相続関係を一覧に表した法定相続情報一覧図と申出書を提出することによって、その一覧図に認証文を付した写しを無料で何枚でも交付してくれるという制度です。法定相続情報一覧図を取得することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も提出し直す必要がありません。手続きする銀行が多く、郵送で手続きする場合には便利です。



(坂本憲彦)

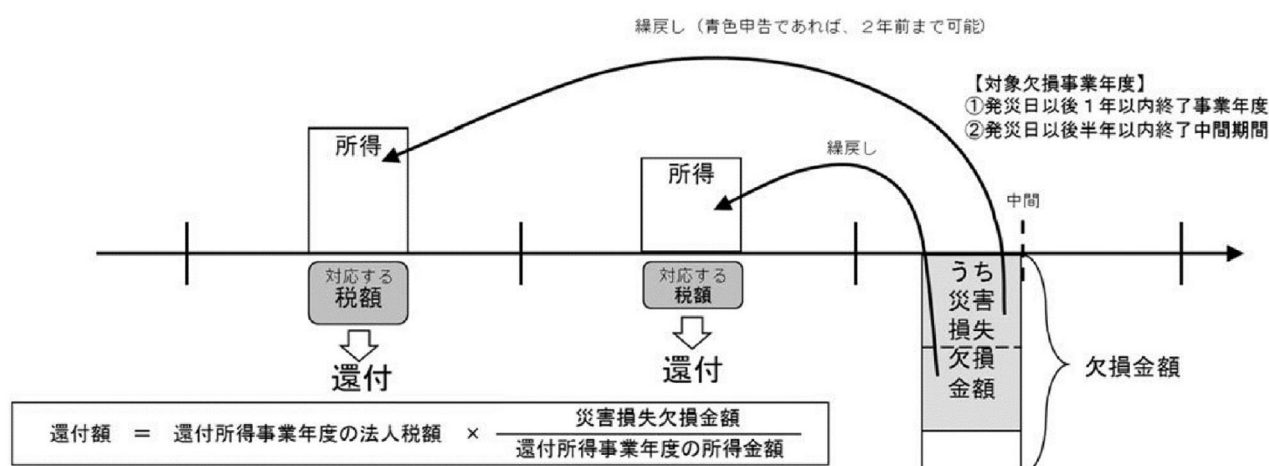
税金・会計 Q&A



新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した場合には、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けられる場合があります。

1. 災害損失欠損金の繰戻し還付制度とは？

災害損失欠損金の繰戻し還付制度とは、災害により、災害損失欠損金が生じた法人について、災害のあった日から同日以後1年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は災害のあった日から同日以後6月を経過する日までの間に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額を、その災害欠損事業年度開始の日前1年（青色申告書を提出する法人である場合には、前2年）以内に開始した事業年度に繰り戻して法人税の還付を受けることができる制度です。



2. 新型コロナウイルス感染症の影響による損失の繰戻し還付制度とは？

新型コロナウイルス感染症の影響による、例えば以下のような費用や損失は、災害損失欠損金に該当し、繰戻し還付を受けることができます。

(1) 災害損失欠損金に該当する例

- ・ 飲食業者等の食材（棚卸資産）の廃棄損
- ・ 感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
- ・ 施設や備品などを消毒するために支出した費用
- ・ 感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用
- ・ イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

※繰戻し還付の対象となる災害損失とは、棚卸資産や固定資産に生じた被害（損失）に加え、その被害の拡大・発生を防止するために緊急に必要な措置を講ずるための費用が該当します。

(2) 災害損失欠損金に該当しない例

- ・ 客足が減少したことによる売上げ減少額
- ・ 休業期間中に支払う人件費
- ・ イベント等の中止により支払うキャンセル料、会場借上料、備品レンタル料

※上記のように、棚卸資産や固定資産の被害の拡大・発生を防止するために直接要した費用とは言えないものについては、災害損失欠損金に該当しません。



ものづくり補助金

■ものづくり補助金とは

中小企業・小規模事業者等が革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援する補助金です。正式名称は「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」です。

■補助対象事業の類型および補助率等

	補助金額	補助率	設備投資	対象経費
一般型通常枠	100万～ 1,000万円	中小企業者：1／2 小規模事業者：2／3	税抜単価 50万円以上	機械装置・システム構築費・ 技術導入費等
一般型特別枠		2／3		通常枠に加え、 広告宣伝費、販売促進費
グローバル展開型	1,000万～ 3,000万円	中小企業者：1／2 小規模事業者：2／3		通常枠に加え、 海外旅費

一般型は国内向け、グローバル展開型は国外向け事業となります。また一般型特別枠は「低感染リスク型ビジネス枠」であり、新型コロナの影響により、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた投資をするためのものになります。

■スケジュール

第6次締切 令和3年5月13日
第7次締切 令和3年8月頃
第8次締切 令和3年11月頃
第9次締切 令和4年2月頃

■申請について

- ・電子申請のみ
- ・GビズIDプライムアカウントの取得が必要
(1つのID・パスワードでさまざまな行政サービスに
ログインできるアカウントサービス)

下記ホームページに最新情報や公募要領などが掲載されています。

ものづくり補助事業公式ホームページ ものづくり補助金総合サイト

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/about.html>

(北原隆幸)

コラム ～ひな祭り～

澤野美雪

3月3日は「雛祭り」です。雛祭りは女子のすこやかな成長を願う伝統行事で、人形遊びと厄除けの儀式が合わさってできたものだと言われています。

もともとは、簡単なつくりの人形に「けがれ」を移して川に流すことで厄除けしていたそうですが、人形が次第に立派なものになっていったので、流さずに家に飾っておくようになったそうです。

女雛を指してお雛様と呼ぶ人が多いと思いますが、実はこれ間違いだそうです。お雛様とは、女雛と男雛の二人を指した言葉のようで、「うれしいひなまつり」という童謡の歌詞の中で、「お殿様とお姫様」のことを「お内裏様とお雛様」と呼んでいることが間違っって認識された原因のようです。

ちなみに、お内裏様も男雛と解釈されている方が多いかと思いますが、そもそも内裏とは天皇の私的領域の名称です。その中にある紫宸殿で行われた天皇皇后の結婚の儀が雛人形のもとになっているため、お内裏様も天皇皇后のお二人を指す言葉のようです。

